

(1) 新たな行政不服審査制度の啓発及び職員研修手法等に関する調査研究
(調査研究目的)

第186回国会（常会）において行政不服審査法等関連三法案が成立したところであるが、行政不服審査法は、52年ぶりの全部改正により、審理員制度、行政不服審査会等第三者機関の導入等従来の行政不服審査法とは大きく異なっており、平成28年度から施行されることとなっている。

本調査研究は、改正行政不服審査法の内容を周知し、簡易迅速な国民の権利救済の手段である行政不服審査制度について再認識するきっかけを作るとともに、国及び地方公共団体の職員が適切に制度運用できるよう研修を行い、新たな行政不服審査制度の円滑な導入を図ることを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①新たな行政不服審査制度の周知・啓発に係る全国キャラバンの企画・実施
- ②新たな行政不服審査制度の運用に関する研修の実施
- ③新たな行政不服審査制度への理解醸成に資する普及・啓発
- ④効果検証

(2) 港湾周辺地域における新たな土地利用に向けた法令及び規制のあり方の検討業務
(調査研究目的)

近年、クルーズ振興、賑わい、防災などの新たな港湾空間の活用が求められている。港湾法における分区指定等を含め、現行の我が国港湾管理制度は、港湾周辺地域における土地利用に関する新たなニーズに対応していないとの指摘もあり、港湾周辺地域の柔軟、かつ、効果的な土地利用に向けて、港湾周辺地域の土地利用に関する法令及び規制上の課題の整理や今後のあり方についての検討が必要とされている。

本業務は、上記のような点を踏まえ、我が国及び諸外国における港湾周辺地域の土地利用に係る法令及び規制の現状を把握・整理するとともに、今後想定される我が国の港湾周辺地域における土地利用に係る法令及び規制のあり方について検討することを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①港湾周辺地域における土地利用についての法令及び規制の収集整理
- ②海外の港湾周辺地域における土地利用についての法令及び規制の収集整理
- ③港湾周辺地域における土地利用についての法令及び規制に関する課題の抽出整理
- ④港湾周辺地域における今後の土地利用形態の検討
- ⑤今後の港湾周辺地域における法令及び規制のあり方の検討

(3) 地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究

(調査研究目的)

総務省行政評価局では、公的オンブズマン相互の意見・情報の交換を行うことにより、行政苦情救済制度の充実・発展に資することを目的として、平成11年から「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」を開催している。同連絡会には、平成27年10月1日現在、34の地方公共団体のオンブズマン等が参加しているが、これら以外の地方公共団体のオンブズマンについては、その設置状況の実態は把握されていない。

本調査研究は、全国の地方公共団体における公的オンブズマンの設置状況の実態を把握するとともに、特筆する特徴を持ったオンブズマン（北海道、札幌市、多摩市、大田区）についてはヒアリングを行い、業務実施状況の詳細な調査を実施し、行政相談と地方公共団体における公的オンブズマンとの連携の可能性を探るための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①全ての地方公共団体に対する書面、文献及びインターネットによる実態調査
- ②特筆する特徴を持った公的オンブズマンの調査・分析

(4) 欧州における郵政事業体の民営化の状況等調査

(調査研究目的)

平成19年10月の日本郵政グループ発足から、我が国の郵政民営化の歴史は、本年で9年目を迎えたところである。他方、諸外国の郵政事業体に目を向けると、郵政事業体を株式会社化し、その全株を政府関係機関が保有するフランス、株式上場したが、一部の株を政府関係機関が保有するイタリア、ドイツ、ベルギー、完全民営化を果たしたオランダやイギリスといったように、その状況は各国で様々である。そのため、本年11月の日本郵政グループ3社の株式上場を機に、これら各国の情勢を把握することは、日本郵政グループの今後を展望する上で、多くの示唆を得られるものと考えられる。

本調査は、郵政民営化の進捗状況に関する検証等をより充実したものとするためにも、こうした諸外国の情勢を十分に踏まえた上で、今後の日本郵政グループの動向や戦略等の分析を行い、今後の郵政民営化委員会の議論に資すること等を目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①各国の郵政事業体の株式上場の経緯、状況、評価
- ②各国の郵政事業体の民営化後及び株式上場後の会社の変化
- ③各国の郵政事業体の民営化が当該国の経済に与えた影響
- ④各国の郵政事業体の今後の発展の方向、見通し
- ⑤各国の郵政事業体の日本郵政へのインプリケーション

(5) 韓国における電子裁判等の取組に関する実態調査

(調査研究目的)

韓国は、我が国の法制度・行政制度に類似していると一般的には言われており、同国には学ぶべき点もある。近年、韓国においては、2010年に電子裁判法（民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律）が制定され、同年から特許手続において、翌2011年から通常の民事訴訟事件において、さらに2015年から家事事件及び行政訴訟事件において、電子裁判手続が導入された。

本実態調査は、この手続を研究することにより、将来、今後の我が国の公害紛争処理手続の電子化を検討する際の参考に資することを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ① 韓国における裁判制度及び公害紛争処理制度全般
- ② 韓国における電子裁判その他電子化の社会的背景
- ③ 韓国における電子裁判等の取組の概要

(6) 諸外国における行政管理の実態把握に関する調査研究

— IAS国際大会における発表論文等の収集、分析・整理 —

(調査研究目的)

国際行政学会（IIAS）では、毎年テーマを定めて国際大会を開催しており、当国際大会の場においては、世界各国の行政学者や行政実務家等がそれぞれの研究成果や行政実務の取組事例等を発表している。これらの発表論文・講演の中には、業務改革、行政手続、情報公開等の行政管理に係る研究成果や行政実務の取組事例が含まれており、これらの論文等を収集・分析することは、行政管理局が円滑に業務を遂行する上で有用なものと考えられる。

本調査研究は、2015年リオ・デ・ジャネイロにおけるIIAS国際大会で発表される論文等を収集し、これらを分野ごとに分類・分析・整理することにより、行政管理局が行う業務改革、行政手続、情報公開等の行政管理に係る諸業務の今後の改善の方向性に資することを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ① 各国の業務改革に係る研究成果や行政実務の取組事例の収集
- ② 各国の個人情報保護制度、情報公開制度、行政不服審査制度、行政手続制度などの共通法制的な制度に係る研究成果や行政実務の取組事例の収集
- ③ 各国の特徴的な行政管理制度に係る研究成果や行政実務の取組事例を収集した発表論文等について、これらに共通する方向性や要素、我が国への導入可能性の有無等の分析